

開会の日 令和4年9月22日（木）  
場 所 委員会室

◆出席委員（6人）

|      |     |   |    |    |
|------|-----|---|----|----|
| 委員長  | 前   | 川 | 文  | 博  |
| 副委員長 | 水   | 上 | 雅  | 廣  |
| 委員   | 籠   | 山 | 恵  | 美子 |
| 委員   | 野   | 村 | 勝  | 憲  |
| 委員   | 徳   | 島 | 純  | 次  |
| 委員   | 小笠原 |   | 美保 | 子  |

◆欠席委員（なし）

◆説明のために出席した者の職氏名

|                         |   |   |    |   |
|-------------------------|---|---|----|---|
| 市長                      |   |   |    |   |
| 副市長                     |   |   |    |   |
| 農林部長                    | 野 | 村 | 久  | 徳 |
| 食のまちづくり推進課長             | 今 | 井 |    | 進 |
| 林業振興課長                  | 竹 | 田 | 慎  | 二 |
| 畜産振興課長                  | 古 | 川 | 尚  | 孝 |
| 食のまちづくり推進課係長食のまちづくり推進係長 | 今 | 井 | くみ | 子 |
| 林業振興課長補佐兼森林調査係長         | 東 |   | 弘  | 通 |
| 畜産係長                    | 加 | 藤 | 唯  | 高 |
| 基盤整備部長                  | 森 |   | 英  | 樹 |
| 都市整備課長                  | 忍 |   | 哲  | 也 |
| 都市整備課長補佐兼建築係長           | 直 | 野 | 幸  | 浩 |

◆職務のため出席した事務局員

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岡 | 田 | 浩 | 和 |
| 書記     | 倉 | 坪 | 正 | 明 |

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 議案第99号  | 字区域の変更について（宮川町大無雁・落合Ⅴ地区）                    |
| 議案第100号 | 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について          |
| 議案第101号 | 飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案第102号 | 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について                 |
| 議案第103号 | 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について                    |



( 開会 午後1時00分 )

◆開会

●委員長（前川文博）

お疲れ様です。ただいまから第8回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いします。

次に理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課の名前と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

- ・議案第99号 字区域の変更について（宮川町大無雁・落合V地区）

●委員長（前川文博）

それでは、議案第99号、字区域の変更について（宮川町大無雁・落合V地区）を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第99号、字区域の変更について（宮川町大無雁・落合V地区）をご説明いたします。本案は、地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。

2ページをご覧ください。変更の大略は、宮川町落合、字赤のべ及び字牧の一部を宮川町落合、字沼に変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の4ページは字変更区域位置図になります。太い実線が地籍調査事業の施行区域、丸印は字界の変更箇所的位置を表記しております。

5ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされた箇所が、字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっております。変更理由は、地形的な状況により、今後、土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。以上で説明終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

それでは、地籍調査の進捗具合がどれぐらいかというのと、地籍調査はいつ頃終了と見積もつ

ているのかを伺います。

□林業振興課長（竹田慎二）

地籍調査の進捗率でございますが、今現在、全体の進捗率としては29.7%でございます。完了予定は過去5年間の年間の進捗率の平均からいたしますと、このままのペースでいきますと、200年程度かかってしまうという予定になっております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。

それでは、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第100号 飛騨市林業・木工技術者の技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に議案第100号、飛騨市林業・木工技術者の技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第100号について説明いたします。飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例です。

8ページの条例関係議案要旨をご覧ください。提案理由は、修学資金貸与条件の拡充に伴う改正です。本条例は、将来、林業及び木製品製造業に従事するため、養成施設に入学する学生に対して、修学資金を無利子貸与し、卒業後に市内林業事業体または市内木製品製造販売事業体に就職した場合に、その返還を全額免除するものです。

現行条例では、修学資金貸付の対象を市内該当企業に就職を前のものとしておりましたが、本改正により就職後2年以内に養成施設へ入学する者も貸与対象者として追加するよう制度の拡充を図ります。

これにより、採用後の人材育成が円滑に実施できるとともに、職員募集の際に、当該制度も併せてPRすることで、林業技術者及び木工技術者のさらなる確保を促進するものです。以上で説

明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

利用する人に有利な改正だと思うんですが、ちょっと根拠をちょっと知りたいんですが、令和2年度1名で6万円。令和3年度1名で11万9,000円。令和4年度1名で26万8,000円ということで、大体、倍々で増えてきているんですね。この倍々で増額した根拠は何でしょうか。

□林業振興課長（竹田慎二）

令和2年度の1名につきましては途中からの申し込みであったことから半年分の貸し付けになっております。

令和3年度につきましては同じ方ですけれども、1年間の申し込みということでほぼ倍になっているというのは、そういうことが原因になっています。

令和4年度も同じく1名ですけれども、増額していますのは森林文化アカデミーという県立の学校に通う学生さんに貸し付けを行っていますが、エンジニア科とクリエイター科という科がありまして、その授業料そのものがクリエイター科のほうが高く設定されておりますので、このようなことになっております。

○委員（野村勝憲）

もう1点だけ、そうしますと、ちょっと応募状況がよくないような感じで見ていたんですけども、二、三人応募されたということはないんですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

今のところ、ここにありますように、令和2年度、令和3年度が同じ方で1名、令和4年度、現在が1名ということになっております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（籠山恵美子）

こういう勉強するところというのは、アカデミーだけですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

条例では養成施設ということで記載をしてございますけれども、この養成施設といいますのは、学校教育法に定める専修学校のことを指しておりまして、ここの近隣ですと森林文化アカデミーのみということになっております。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。ほかにありますか。

○委員（小笠原美保子）

年齢制限とかはないんですか。上限とか何歳までというのはありますか。

□農林部長（野村久徳）

現在のところ年齢制限は設けておりません。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（籠山恵美子）

額ですけれども、貸与額というのは、これは入学金の一部の補助という感じぐらいの額ですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

森林文化アカデミー自体は県立ということもあって、授業料等が非常に安くということもありまして、入学金と授業料に相当する額の全てに相当する額になっております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（徳島純次）

今、貸与条件を拡大した予定者はあるんですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

今のところ予定者はございませんけれども、過去の昨年度の要望といたしまして、1回就職してから、人材育成にかなり、いわゆる職員の指導者としての負担も大きいということもありまして、このような制度の見直しができないかという相談があったということが基になっております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決を行います。

それでは、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第100号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ・ 議案第101号 飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に議案第101号、飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第101号について説明いたします。飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例です。

8 ページの条例関係議案要旨をご覧ください。提案理由は基金の被貸与者の損害賠償義務等を定めるための改正です。事故等に伴う損害賠償義務の免除に関して、明確に規定するため、関係

条例を改正するものです。対象となる条例は、飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市肉用牛導入金条例の2件です。なお、現状において損害賠償に該当する事案はなく、市民への影響等はありません。

また、参考資料として、各基金の貸与状況を掲載しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

これまでこういう事案はないということですが、今、こうやって損害賠償に対する条例改正をするというのは、条例そのものを、もうちょっと整備しようというレベル、レベルというのはいかすけどそういうものですか、あるいは、将来予測されることがありそうだということでの改正ですか。

□畜産振興課長（古川尚孝）

条例そのものを整備しようとするものの改定です。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（野村勝憲）

ちょっと素朴な質問で申し訳ないですけども、例えば、肉用牛の盗難とか、失踪なんて過去にあったんですか。

●委員長（前川文博）

挙手をして、課名とお名前をお願いいたします。

□畜産振興課長（古川尚孝）

過去において、飛騨市においてはそのような観点はありませんでした。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（籠山恵美子）

この改正案のほうの第6条の3項を見ているんですけども、6ページです。第3項に市長は、一部を免除することができるというふうに書いてあります。ごめんなさい。こちらに書いていないものですから、これは全く免除の対象になる分は天災、あるいは、使用管理の欠陥とかというのは、こういう文言を入れるのは、今回初めてなんです。

□畜産振興課長（古川尚孝）

このような文言は、施行規則のほうには入っていました。

○委員（籠山恵美子）

（4）にその他市長が特に認めた場合というのは、やはりこういう不測の事態に応じては、やっぱりこういう文言が必要だということですか。あるいは、それなりに想定されることはあるのでしょうか。その他、市長が特に認める場合というのは。

□畜産振興課長（古川尚孝）

この1、2、3以外に、あり得る可能性があるのは、獣医師の診療も全くなしに、やっぱり心

不全でころっと死んでしまう場合がたまにあります。そのようなときには、このような4番の対象にしたいなと思います。

○委員（籠山恵美子）

突然死みたいなの、そういうことですか。

●委員長（前川文博）

少しマイク近づけてお願いします。

□畜産振興課長（古川尚孝）

すみません、忘れてしまいました。

○委員（籠山恵美子）

突然死みたいにパタッと。

□畜産振興課長（古川尚孝）

それはあります。基金に入っていない牛でも、そのような事例は割とあります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第101号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第102号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に議案第102号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第102号について説明いたします。飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例です。4ページの条例関係議案要旨をご覧ください。提案理由は朝開町農産物直売施設の廃止に伴う改正です。この施設は道の駅アルプ飛騨古川構内に新たにオープンした上町農産物直売所の整備に伴い、利用目的が終了となる朝開町農産物直売施設を、行政財産から普通財産へ移行するため、当該条例から廃止とするものです。

なお、以降は、管財課に管轄を移し、今後の取り扱いについて検討していくものとしております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

隣の旧みやぎ食堂、これは現在普通財産になっているんでしょう。どうなんですか。

□農林部長（野村久徳）

普通財産になっております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、今後のことで市長にお伺いしますけども、みやぎ食堂も3年以上空いたままだったんですけども、あそこにテナント募集をするとかそういうアクションを起こされなかったんですか。

△市長（都竹淳也）

契約期限が切れて更新されなかったんですが、その時点でも既に今の直売所の移転の話も決まっておりましたし、ここでまた新たに募集すれば契約期間の途中で変えたりができないということもありまして、特に募集はせずにきております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、入口に案内標みたいなボックス型のものがありますね。あれは今どういう状況なんですか。

△市長（都竹淳也）

あれも今、借り手はいなくて、普通財産のままという状態になっています。

○委員（野村勝憲）

あれは、度々いたんですけども、農産物直売所がPRのような形で利用されてましたね。あれは直売所が利用してもいい建物だったんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

あの建物は別の建物だったと思います。本体、今回のものも直売施設のこの中に入っていない。別棟扱いということです。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（小笠原美保子）

あれは古川の入口なので、とてもほかから来た方に目立つ場所だと思うんですよ。

●委員長（前川文博）

もう少し大きな声でお願いいたします。

○委員（小笠原美保子）

なんですけど、現在、今まで使っていなかった方がそのまま出て行たっという感じで、ちょっと荒れ放題なイメージがとても強いのですが、現在、管理とか、そういったことは考えてはいらっしゃらないんですか、整える程度でいいんですけども。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

今の普通財産に移行した以降は管財課の所管になるわけですが、今回、上町のほうに移転する際には、今の朝開直売所の内部であるとか、外回りであるとか、一旦整頓をいたしまして、台風とかがあってもほかに影響が及ばないような状態にして、一旦そういう状態になっております。

## □農林部長（野村久徳）

今後、当然草が生えてきたりだとか、いろいろあると思いますので、管財課のほうに、そのあたりをしっかりと管理していくように引き継ぎをさせていただきたいと思います。

## ●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

## ○委員（籠山恵美子）

この際だから、ちょっと確認させてください。みやぎ食堂の建物は、ついこの間まで、そこで商売なり、住んでいるということはないですけど、何かやっていたらしゃったような状態のままだったので、みやぎ食堂さんの管理の下にある、あるいは家賃か何か払っているとか、何かそういう関係で続いているのかなと思ったんですけども、もうあそこは、あの建物ごとを飛騨市のものとなって、あのまま放置されているという感じなんですか。

## ●委員長（前川文博）

多少、施設の条例から外れておりますが、あそこ一帯の考えということで、ちょっと質問のほうをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

## △市長（都竹淳也）

ちょうどコロナ禍に入った時期にちょうど契約期間が切れまして、継続をされなかったんです。なので、自動的に失効しただけの状態になっていますので、元に戻っているんです。普通財産という形で、普通財産ですから公の用に供するものではなくて、市が持っている普通の不動産ということなんですが、そういう扱いで、今、建物が存在しているということです。

## ●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

## ○委員（水上雅廣）

いろいろな整備といいますか、用途としてはかなり注目ができる場所ではないかなということもあって、多分皆さんが心配されることもあると思うんですけど、今、普通財産になった後、管財課が管理をしながら検討されるということなんですけど、その検討の目途といいますか、どのぐらいまでにこうしようとか、それともう1つ、都市計画のほうにも関係するのかなというようなことも思ったりすると、何となくもう少しめどをはっきりさせてもらったほうがいいのかなというような思いはあるんですけど、その辺りはどのような方向で考えていらっしゃるんでしょうか。

## △市長（都竹淳也）

一般質問のときにちょっとお答えをしたんですが、できるだけ早く次の可能性を見つけたいんですね。確かに場所もいいものですから、実は直売所が移転すると分かってオープンした途端に、コンビニさんなんか複数引き合いがあったりとかということなんですけど、逆に言うと、それ

は非常にいい立地であるということを証明していると思うんですが、そういうこともありますのでなるべく早く決めたいんですけども、一般質問でお答えしたように、今ある直売所の建物と入口の、先ほど野村議員がおっしゃった小さい元の製糸工場の警備員の詰所なんですけど、あの2つについての評価をしなければいけないというのが残っております。

それで、ここについて、あの建物は期限が分かっています、昭和19年に建てられて、そのあと昭和50年代に移築されているんですけども、最初は杉崎か何かに建っていて、その後あそこに移築されているんですが、文化財的な価値はないんです、戦時中の建物、材も非常によくないものですから、文化財的な価値はないんですけども、デザインが非常に特徴的だということで、市内の歴史に詳しい建築士の方からも、もう1回評価すべきだのご意見をここ半年ちょっと前に改めていただいて、それで、そういうこともありますので、今、検討委員会を10月のうちに立ち上げて、できれば年度内に建物の調査と調査報告書を出してもらいたいと思っております。

ただ、あの建物は車検場といいまして、繭を煮る建物だったものですから、繭を煮る建物というのは蒸気が自然に流れてかないと、繭は煮れないので、いわゆるアップパという状態で、断熱性、遮音性はもうないというか、なくさなければいけないという建物なので、中をあのまま使う用途としては極めて不適当であるということと、戦時中の材で移築されているということもあって弱いものですから、耐震性というか、危険性もあるということで、あれはあのまま維持するというのは難しいものですから、基本的にはデザインを設計の図面を引いて残して、それで解体するということにならざるを得ないかなというふうに思っています。

ただ、その後、解体も含めて、次どうするのかということについて並行して検討しようと思っているわけですが、これも一般質問でちょっと申し上げたように市が何かを建てるということとコストもかかりますし、そういった行政ニーズがあるのかどうかという問題も、今あそこに建てる行政ニーズがあるわけでは決していないということもありますので、PPPの手法というのが民間資金で土地利用を進めるというのは、今、全国各地いろいろな自治体が取り組むようになっていて、道の駅の経験もあるんですけども、定期借地権のような形とか、信託の方式なんかを取り入れて、ずっともう手が出せないということではない形で開発をするというのは結構取り上げられております。そうしたことを少し念頭に置いておりまして、その研究を並行して進めながら、そうした募集ができるような形で、しかも道の駅のように何とも手が出せないということではなくて、一定年限できちんとかう返還がされてくような形を想定しながら土地の利用ということについて考えていくというのが大きな方向性としての考えということです。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第102号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため暫時休憩といたします。入れ替え次第再開いたします。

( 休憩 午後1時30分 再開 午後1時31分 )

◆再開

- ・議案第103号 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第103号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第103号についてご説明いたします。9ページの要旨をご覧ください。今回、制定する条例は、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてです。

提案理由ですけれども、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴う改正でございます。条例の概要です。近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅等の入居者資格、同居親族要件に新たに入居できる者を追加するための省令改正が行われたことに伴いまして、同様に入居者資格を定めます飛騨市の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となる条例ですが、飛騨市市営住宅条例、飛騨市特定公共賃貸住宅管理条例、飛騨市地域優良賃貸住宅管理条例、この3つでございます。

なお、市営住宅条例につきましては、みなし特定公共賃貸住宅として適用部分について今回、改正の対象としております。

改正の内容です。入居者資格の拡大についてということで、同居親族の要件につきましては、民法に規定されます親族のほかに、婚約者、内縁関係にあるものとしておりましたけれども、新たに児童福祉法に規定する里親に委託されている児童、いわゆる、里親制度における里子を同居親族に準ずるものとして追加するものでございます。

10ページをご覧ください。市民への影響ですけれども、本条例は、該当する者にとって有利となる条例です。なお、現時点で市内に該当者はおりません。本条例の施行日は公布の日としております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳島純次）

今、同居親族の要件で、現在は対象者がいないという話でしたけど、過去にそういう事例があって、入居ができなかったという事例はあるんですか。

□基盤整備部長（森英樹）

まだ調べておりませんが、ないというふうに認識しております。ただし、今回、里親の認定をされた方は3組ございまして、ただし里子は飛騨市では今のところ0ということで、対象者はいないということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかはどうですか。

○委員（籠山恵美子）

改正の内容の入居者資格の拡大の文章を読みますと、細かいことは、今回、里親のこと、里子のことに関しての改正ですけど、本来、この入居者資格というのは、これを読みますと、同性愛者の同性婚者、事実婚者、あるいはそれを予定している人、もうこれで入れるんですか。

□都市整備課長（忍哲也）

同性婚、同性カップルにつきましては、令和2年度末頃に、いろいろと取り組みを協議しまして、その時点から同性婚の方は、婚姻関係の申立書を提出していただくことで入居できるという形にしているわけですが、条文の中では、この事実婚に相当する、事情に相当する方ということで、条例改正はその際に行っていないんですが、入居ができるという取り扱いにはさせてもらっています。

○委員（籠山恵美子）

そういう方が、飛騨市に婚姻届を出すときに、特別そういう申し立てという、1つそういうことを通して提出することになるのかなと思いますけど、そういう場合に、飛騨市として拒否はしませんよね。

というのは、パートナーシップ制度という制度がありまして、飛騨市は制度化はしていませんけど、そういう制度をちゃんと立ち上げないと、その次の婚姻届、あるいはこういう市営住宅を利用しての居住というものができないのか、ちょっとその辺が分からないので、教えていただきたいと思います。

△市長（都竹淳也）

私からお答えいたします。パートナーシップ証明というのは、法的な制度でもありませんし、任意の取り組みですので、婚姻届は当然受理されないものですから、それに代わるものとしてやっている自治体が多いということなんですけど、別にパートナーシップ証明を制度として導入しなくても、いろいろな支援制度ができるという考え方を持ってしまして、申し立てをしてもらうと、事実的に事実上の婚姻状態、これはもう異性婚でも同性婚でも一緒です。申し立てをしていただければ、婚姻関係にあるものとして扱うよと、こういうことですから、そういうことで、いろいろな市の制度とかというものを運用していると、今、課長が申し上げたのはそういう趣旨のことです。

ですので、パートナーシップ証明の制度があるなしにかかわらず、支援策は講じることができるという考え方で、いろいろな制度の運用を図っているということです。

## ○委員（籠山恵美子）

それはいいことだと思います。実際にそういう制度そのものにかかわらず、そういう方がいらっしやった場合にちゃんと条例に沿って、あるいは法令に沿って、ちゃんと差別なく受け入れるということで、ほかの条例にも利用する条例があるかもしれませんけども、そういうことでいいんですよ。

## △市長（都竹淳也）

基本的にダイバーシティの考え方ですから、いろいろな多様なそれぞれの個人のあり方というものを認めていくというのが基本的な市政の方針ですので、当然それに合わせた形で柔軟に運用していくということになりますので、今申し上げたように事実婚というような、あるいは事実的な内縁関係にあるというようなことを認めていくということの中で、柔軟に運用していけるというふうに思っておりますし、またそういうところに障害がある、阻害するものがあれば、その都度また条例を変えていくとかという形の中で対応ができると思いますので、大きな方向性としては、多様な生き方を認めるという方向で市政運営をしていくということでございます。

## ○委員（野村勝憲）

ちょっと教えてください。現在、市営住宅に入居されている世帯数と入居率はどれだけあるんですか。

## □都市整備課長（忍哲也）

すみません、入居世帯数はちょっとここでは把握しておりませんが、飛騨市令和3年度末の入居率は92%でございます。県内の平均値が69.9%ということで、飛騨市はかなり高い数字であるということでございます。

## ●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

## ○委員（籠山恵美子）

92%入居率ということは、もっと市営住宅が欲しいということになるんですか。ほかのところは大体60%台だとすると、いっぱいいっぱいみたいな感じがしますよね。かなり狭き門なのかな、抽選は高いのかなという感じがしますけど。

## □都市整備課長（忍哲也）

公営住宅は昨年度は入居者選考委員会が行われていない状況ということで、複数の世帯が申し込まれているような状況はなかったということなんですけど、今年度になると、ちょっと選考会が五、六回あるということで、やっぱりそのときによってちょっと違って来るんですけど、現在、毎月10戸程度の空き家の募集状況がございまして、その出入りが行われているような平均的な状況で、大体、市営住宅としての需給バランスは取れているのではないかなというふうに担当としては考えております。

ただ、やはり市営住宅ではなくて民間に入りたいという方がやっぱり多いという声が聞こえておりますので、現在アパートの建設促進とか、そういった支援もやっぱり行っておりますので、民間活用による住宅確保というのでも考えていきたいなというふうに考えております。

## ●委員長（前川文博）

ほかにありますか。よろしいですか。（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ほかにはないのでこれで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第103号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長（前川文博）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました5案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上をもちまして付託案件審査を終了いたします。

◆休憩

（ 休憩 午後1時44分 再開 午後1時58分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長      前川文博